



目次	ページ
告示	
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療機関の指定 (福祉指導課)	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の事業の廃止の届出 ( " )	1
○保安林の指定に係る通知の揭示 (治山林道課)	1
○道路の区域変更 (2件) (道路課)	1
○建築基準法による指定確認検査機関の住所及び確認検査の業務を行う事務所の所在地の変更の届出 (建築指導課)	2
○港湾区域に接する海岸保全区域のうち港湾管理者の長が管理を行う区域の定め (港湾・海岸課)	2
公告	
○共同施行土地改良事業の工事の完了 (農業基盤課)	2
○高知県立森林研修センター情報交流館の指定管理者の募集 (林業環境政策課)	2
○高知県立甫喜ヶ峰森林公園の指定管理者の募集 ( " )	3
高知県公安委員会告示	
○告示(指定講習機関の指定)の一部改正 監査公表	3
○定期監査の執行結果(希望が丘学園ほか)	3
高知県収用委員会公告	
○公示による送達 (8・31揭示)	6
入札公告	
○一般競争入札(環境放射線モニタリングシステム一式の購入)の公告 (総務事務センター)	6
正誤	
◎正誤(平23・3・31付け 規則ほか)	8

告 示

高知県告示第598号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定による医療機関として、次のとおり指定した。

平成23年9月9日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称 医 療 機 関 の 所 在 地 指定年月日  
 楠目歯科診療所 香美市土佐山田町楠目473番地 平23・8・1

高知県告示第599号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成23年9月9日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称 医 療 機 関 の 所 在 地 指定年月日  
 医療法人楠目会 香美市土佐山田町楠目473 平23・7・31  
 楠目歯科医院

高知県告示第600号

平成23年8月農林水産省告示第1498号で告示した指定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林に指定する通知の内容を大豊町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成23年9月9日

高知県知事 尾崎 正直

- 所在不明の森林所有者
  - 登記簿記載の住所  
長岡郡大豊町西峰406番地  
イ 氏名  
永森 幹男
  - 登記簿記載の住所  
長岡郡東豊永村西峰  
イ 氏名  
小松 竹次
- 保安林に指定する通知の要旨
  - 指定に係る保安林の所在場所  
長岡郡大豊町西峰字ヨメガシワ1150、1152、1154の2、4152の2、字カヤノ畝1155から1159まで、字カモ荒4234の

- 5、4234の13
- 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 指定施業要件  
立木の伐採の方法、立木の伐採の限度について

高知県告示第601号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成23年9月9日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年9月9日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 高知本山
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
土佐郡土佐町地蔵寺字炭ガマ769番地先から土佐郡土佐町地蔵寺字渡り799番6まで	前	7.7	158
		13.4	
土佐郡土佐町地蔵寺字炭ガマ766番1から土佐郡土佐町地蔵寺字渡り799番6まで	後	A	10.1
			11.4
土佐郡土佐町地蔵寺字炭ガマ769番地先から土佐郡土佐町地蔵寺字渡り801番6まで	B	11.2	169

高知県告示第602号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成23年9月9日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年9月9日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道

- 2 路線名 大野見葉山
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡津野町白石字 椎ノ木休場甲3922番 1から	前	6.6	98
		17.4	
高岡郡津野町白石字 カツ子ナロ甲3954番 1まで	後	6.6	98
		29.8	

高知県告示第603号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の21第2項の規定により指定確認検査機関から住所及び確認検査の業務を行う事務所の所在地について変更の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成23年9月9日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 指定確認検査機関の名称  
社団法人高知県建設技術公社
- 2 変更前及び変更後の指定確認検査機関の住所  
(変更前) 吾川郡いの町枝川2410番地7  
(変更後) 高知市塩田町8番1号
- 3 指定の区分  
建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令（平成11年建設省令第13号）第15条第1号及び第2号に掲げる区分
- 4 業務区域  
高知市、南国市、土佐市、須崎市、香南市、香美市、吾川郡いの町並びに高岡郡中土佐町、佐川町、越知町及び四万十町
- 5 変更前及び変更後の確認検査の業務を行う事務所の所在地  
(変更前) 吾川郡いの町枝川2410番地7  
(変更後) 高知市塩田町8番1号
- 6 変更年月日  
平成23年8月15日

高知県告示第604号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により昭和56年12月高知県告示第705号で指定した須崎港海岸の海岸保全区域のうち、同法第5条第4項の規定により須崎港港湾管理者の長が管理を行う区域を次のとおり定める。

平成23年9月9日

高知県知事 尾崎 正直

区域

須崎港海岸の須崎地区のうち、基点40、基点41、補助点41”、補助点40´及び基点40を順次に直線で結んだ線により囲まれた区域

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第2項の規定により、共同施行土地改良事業の工事の完了を次のとおり公告する。

平成23年9月9日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 (1) 事業主体名  
土佐市北地土地改良共同施行
- (2) 事業名  
土佐市北地字丁免地区非補助土地改良事業（区画整理）
- (3) 工事完了年月日  
平成9年3月28日
- 2 (1) 事業主体名  
北川村野川川土地改良共同施行
- (2) 事業名  
北川村野川川地区非補助土地改良事業（区画整理）
- (3) 工事完了年月日  
平成11年4月10日

森林総合センターの設置及び管理に関する条例（平成11年高知県条例第6号）第3条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）を次のとおり募集する。

平成23年9月9日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 指定管理者が業務を行う施設の概要
- (1) 施設の名称  
高知県立森林研修センター情報交流館（以下「情報交流館」という。）
- (2) 施設の所在地  
香美市土佐山田町大平80番地
- (3) 施設の概要  
募集要項に記載のとおり
- 2 指定管理者が行う業務
- (1) 情報交流館の許可施設の利用の許可に関する業務
- (2) 情報交流館の許可施設の利用料金の徴収に関する業務
- (3) 情報交流館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (4) 情報交流館の利用促進に関する業務
- (5) 情報交流館の設置の目的を達成するための事業の企画及び運営に関する業務

3 指定期間

平成24年4月1日から平成27年3月31日まで。ただし、業務を継続することが適当でない認められるときは、その指定を取り消すものとする。

4 応募資格

高知県内に主たる事務所（本社又は本店等）を有し、3の指定期間中、情報交流館の利用において、県民の平等利用を確保し、その業務に係る経費の縮減を図り、効率的に情報交流館の管理運営をすることができる法人その他の団体又はこれらのものにより構成されるグループとする。

5 指定の手続

- (1) 指定管理者の指定を受けようとするものは、(2)の募集期間内に指定管理者指定申請書に次に掲げる書類を添えて、7に持参又は郵送により提出すること。
  - ア 2の業務に関する事業計画書
  - イ 2の業務に関する収支予算書
  - ウ 定款、規約その他これらに類する書類
  - エ 法人にあっては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては当該団体の代表者の住民票（本籍地の記載は、不要とする。）の写し（いずれの書類も提出の日前3月以内に発行されたものに限る。）
  - オ 指定管理者指定申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする書類
  - カ 募集要項に記載している応募資格の欠格事項等に該当しない旨の誓約書
  - キ 直近の県税並びに消費税及び地方消費税に係る納税証明書
  - ク 設立趣旨書、事業内容を記載したパンフレット等団体の概要が分かるもの
  - ケ グループでの応募の場合にあっては、その構成員の役割分担に関する書類
- (2) 募集期間は、平成23年9月9日（金）から同年10月11日（火）まで（高知県の休日を定める条例（平成元年高知県条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までの間とする。ただし、郵送による場合は、書留郵便によるものとし、平成23年10月11日午後5時15分までに必着すること。
- (3) (1)の提出書類の提出のあったものの中から指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定する。
- (4) 募集の詳細及び指定管理者指定申請書の様式等については、募集要項を参照すること。  
なお、募集要項の配布は、(2)の募集期間内に7で行う。また、募集要項は、高知県林業振興・環境部林業環境政策課

のホームページ  
(<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/030101/>) から入手することができる。

(5) (1)の提出書類に虚偽の記載があった場合は、失格とする。

6 その他  
県は、指定管理者と情報交流館の管理運営業務に関する協定を締結し、当該協定に基づき業務に係る経費を指定管理者に支払う。

7 指定管理者指定申請書等の提出場所及び募集要項の配布場所並びに問い合わせ先  
郵便番号780-8570  
高知市丸ノ内一丁目7-52  
高知県林業振興・環境部林業環境政策課  
電話番号088-821-4586 ファックス番号088-821-4576

~~~~~

高知県立甫喜ヶ峰森林公園の設置及び管理に関する条例(平成17年高知県条例第6号)第2条に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)を次のとおり募集する。  
平成23年9月9日  
高知県知事 尾崎 正直

1 指定管理者が業務を行う施設の概要  
(1) 施設の名称  
高知県立甫喜ヶ峰森林公園(以下「森林公園」という。)  
(2) 施設の場所  
香美市土佐山田町平山ほか  
(3) 施設の概要  
募集要項に記載のとおり

2 指定管理者が行う業務  
(1) 森林公園における行為の許可等及び森林学習展示館の利用の許可等に関する業務  
(2) 森林公園における行為の許可に係る利用料金の徴収に関する業務  
(3) 森林公園の施設、設備、機械器具、立木等の維持管理及び補修に関する業務  
(4) 森林公園の設置の目的を達成するための事業の企画及び運営に関する業務

3 指定期間  
平成24年4月1日から平成27年3月31日まで。ただし、業務を継続することが適当でないとき認められるときは、その指定を取り消すものとする。

4 応募資格  
高知県内に主たる事務所(本社又は本店等)を有し、3の指定期間中、森林公園の利用において、県民の平等利用を確保

し、その業務に係る経費の縮減を図り、効率的に森林公園の管理運営をすることができる法人その他の団体又はこれらのものにより構成されるグループとする。

5 指定の手続  
(1) 指定管理者の指定を受けようとするものは、(2)の募集期間内に指定管理者指定申請書に次に掲げる書類を添えて、7に持参又は郵送により提出すること。  
ア 2の業務に関する事業計画書  
イ 2の業務に関する収支予算書  
ウ 定款、規約その他これらに類する書類  
エ 法人にあっては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあつては当該団体の代表者の住民票(本籍地の記載は、不要とする。)の写し(いずれの書類も提出の日前3月以内に発行されたものに限る。)  
オ 指定管理者指定申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする書類  
カ 募集要項に記載している応募資格の欠格事項等に該当しない旨の誓約書  
キ 直近の県税並びに消費税及び地方諸費税に係る納税証明書  
ク 設立趣旨書、事業内容を記載したパンフレット等団体の概要が分かるもの  
ケ グループでの応募の場合にあつては、その構成員の役割分担に関する書類

(2) 募集期間は、平成23年9月9日(金)から同年10月11日(火)まで(高知県の休日を定める条例(平成元年高知県条例第2号)第1条第1項各号に掲げる日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までの間とする。ただし、郵送による場合は、書留郵便によるものとし、平成23年10月11日午後5時15分までに必着すること。

(3) (1)の提出書類の提出のあったものの中から指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(4) 募集の詳細及び指定管理者指定申請書の様式等については、募集要項を参照すること。  
なお、募集要項の配布は、(2)の募集期間内に7で行う。  
また、募集要項は、高知県林業振興・環境部林業環境政策課のホームページ  
(<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/030101/>) から入手することができる。

(5) (1)の提出書類に虚偽の記載があった場合は、失格とする。

6 その他  
県は、指定管理者と森林公園の管理運営業務に関する協定を

締結し、当該協定に基づき業務に係る経費を指定管理者に支払う。

7 指定管理者指定申請書等の提出場所及び募集要項の配布場所並びに問い合わせ先  
郵便番号780-8570  
高知市丸ノ内一丁目7-52  
高知県林業振興・環境部林業環境政策課  
電話番号088-821-4586 ファックス番号088-821-4576

-----  
**公安委員会告示**  
-----

**高知県公安委員会告示第19号**  
平成9年3月高知県公安委員会告示第4号(指定講習機関の指定)の一部を次のように改正する。  
平成23年9月9日  
高知県公安委員会委員長 近森 正幸  
表中「志田公雄」を「美馬政之」に、「株式会社四万十自動車学校」を「株式会社高知ニュードライバースクール」に改める。

-----  
**監査公表**  
-----

**監査公表第10号**  
平成23年9月9日  
高知県監査委員 浜田 英宏  
同 桑名 龍吾  
同 坂本 千代  
同 朝日 満夫

地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第199条第4項の規定により、定期監査を行ったところ、その結果は、次のとおりであった。

1 監査委員意見  
平成23年度出先機関前期分61機関及び公営企業局に対する定期監査を実施した結果について、次のとおり意見を述べる。  
財務会計全般では、特別指摘事項1件、指摘事項15件及び注意事項80件の不適正な執行があった。  
前年度に比べ、総数では減少しているものの、支出の相手方の誤りや厳格に管理すべき郵便切手類の不適切な管理など重大なものとして指摘以上とした事項の数は、増加している。  
その内容は、(1)から(4)までに掲げるとおりであるが、これは、担当職員の財務会計事務に関する基本の認識不足によるもののほか、管理職員等及び出納員によるチェックが不十分であることなどによるものであり、極めて遺憾である。  
今後は、担当職員の財務会計に関する事務処理能力を一層高めるとともに、管理職員等及び出納員によるチェック及び指導

を徹底させることなどにより、適正な執行が確保されるよう強く求める。

また、財務会計の事務執行において、検討事項として3件を指摘したところである。指摘した内容は、予定価格の積算について検討が必要と認められるもの、委託業務における実績の確認手段に関して検討が必要と認められるものなどであり、速やかな対応を求める。

(1) 収入に係る事務について

収入の事務処理に当たって、条例の規定に反して港湾施設使用料の分納を認めたもの、受領した販売代金の指定金融機関への払込みが遅延したものなどが見られた。

今後は、このようなことが繰り返されることがないように適正な執行を強く求める。

(2) 支出に係る事務について

常時資金の資金前渡に関して経費支出何を作成していなかったもの、支出の相手方を誤り、更に支払遅延となったものなどが見られた。

今後は、このようなことが繰り返されることがないように適正な執行を強く求める。

(3) 契約に係る事務について

施行何や予定価格調書を作成していないもの、契約書を作成しないまま委託料を支払っていたもの、賃貸借契約の月額を誤るなど契約書が不備なもの、入札の手続が不適切なものなどが見られた。

今後は、このようなことが繰り返されることがないように適正な執行を強く求める。

(4) 物品管理について

金銭同様に厳格な管理が求められる郵便切手を亡失し、不明分について不適切な処理をしていたものなどが見られた。

今後は、このようなことが繰り返されることがないように適正な執行を強く求める。

2 特別指摘及び指摘とする機関及び事項

**希望が丘学園** (監査日：平成23年5月23日)

(1) 特別指摘とする事項

ア 事実認定

平成22年11月26日の会計管理局の会計検査において、20円切手1枚、80円切手6枚及び100円切手2枚が、郵便切手類出納簿に記載の残枚数より少なくなっていることが判明していたが、同年12月に使用したものとして、郵便切手類出納簿に記載していた。

イ 特別指摘事項

郵便切手は、その性質上、金銭と同様に厳格な管理が求められるものであるが、その管理が極めて不適切であった。このことについては、平成22年度の監査においても注

意したところであり、今後は、二度とこのようなことがないように厳正な取扱いを強く求める。

(2) 指摘とする事項

ア 事実認定

常時資金について、平成22年5月から11月までにかけて6回、計51万円を資金前渡していたが、いずれも経費支出何を作成していなかった。

イ 指摘事項

上のことは、高知県会計事務処理要領(平成19年4月1日付19高会企第3号)に反する不適正な事務処理である。

今後は、このようなことがないように適正な事務処理を強く求める。

3 指摘とする機関及び事項

**幡多福祉保健所** (監査日：平成23年7月12日)

(1) 事実認定

高知県精神障害者社会適応訓練事業において、平成20年度及び平成21年度に契約したものがそのまま有効であると考えていたことにより、訓練の対象者の受入先との平成22年度の委託契約書を締結しないまま、社会適応訓練協力奨励金を支払っていた。

(2) 指摘事項

上のことは、法第232条の4第2項及び高知県契約規則(昭和39年高知県規則第12号。以下「契約規則」という。)第36条の規定に反する不適正な事務処理である。

今後は、このようなことがないように適正な事務処理を強く求める。

**療育福祉センター** (監査日：平成23年6月21日)

(1) 事実認定

平成22年4月に購入した消耗品について、支払先を誤っていた。当該金額を戻入させた後に正当な債権者に支払を行ったため、支払遅延となっていた。

平成23年3月にも同様の誤りを行い、同じ債権者に対して支払遅延となっていた。

(2) 指摘事項

上のことは、正当な債権者に対する支出の決定をしなければならぬと定めた高知県会計規則(平成4年高知県規則第2号。以下「会計規則」という。)第48条の規定に反する不適正な事務処理である。更に、同じ相手方に対して同じ会計処理の誤りを繰り返しており、管理監督の立場にある職員によるチェック機能が働かないまま行われた行為であり、結果として支払遅延となったものである。

今後は、このようなことがないように適正な事務処理を強く求める。

**紙産業技術センター** (監査日：平成23年5月23日)

(1) 事実認定

平成22年度テストコーター&ラミネーター制御機器入替工事(契約額1,669,500円)は、機器の修繕であるが、その完了検査について、契約書第6条第1項で定める業務完了報告書の提出がなく、検査調書も作成していなかった。

(2) 指摘事項

上のことは、検査について定めた契約規則第52条の規定に反する不適正な事務処理である。

今後は、このようなことがないように適正な事務処理を強く求める。

**高知高等技術学校** (監査日：平成23年6月21日)

(1) 事実認定

平成23年度給食調理委託業務の指名競争入札に係る予定価格調書において、会計管理局長の承認を得た範囲を超えて最低制限価格を定めていた。

また、この入札において、初度入札で参加者全員が最低制限価格を下回ったため失格とし、入札を中止すべきところ、同じ参加者で再度入札を行い、契約を締結していた。その後、最低制限価格の設定の誤りに気づき、減額の変更契約を行っていた。

(2) 指摘事項

上のことは、契約規則第4条第2号及びあらかじめ定めた指名競争入札要領の規定に反した不適正な事務処理である。

今後は、このようなことがないように適正な事務処理を強く求める。

**病害虫防除所** (監査日：平成23年6月20日)

(1) 事実認定

前回の監査においてガソリン給油チケットの管理について注意したにもかかわらず、平成22年度においても同様に、給油時に切り離さず1冊をそのまま持ち出して使用していた。

(2) 指摘事項

上のことは、ガソリン給油チケットは、その性質上金銭と同様に厳格な管理が求められるものであるが、その管理が極めて不適切であった。

今後は、このようなことがないように適正な事務処理を強く求める。

**畜産試験場** (監査日：平成23年6月20日)

(1) 事実認定

平成22年度の施設等の宿直業務委託契約書において、同契約書第13条の「委託料及びその支払方法等」の契約金額が欠落したまま契約を締結していた。

なお、契約書に綴じられていた内訳書には、金額が記載されていた。

(2) 指摘事項

上のことは、契約規則第36条第1項に規定する契約書の記

載事項等に反する不適正な事務処理である。

今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。

**水産試験場** (監査日：平成23年7月14日)

(1) 事実認定

機械警備委託(平成23年度から5年間の長期継続契約)の契約締結の伺いにおいて、仕様書では、「業務遂行中、受託者の過失により委託者が損害を被った場合、受託者は賠償の責任を負う。」と示していたにもかかわらず、契約書には、損害賠償限度額を設定した特約条項が追加されていた。

(2) 指摘事項

上のことは、事務は、全て当該事務を担当する上位の職にある者の審査を経て、決裁権者の決裁を受けて施行しなければならないと定めた高知県事務処理規則(平成15年高知県規則第44号)第3条の定め反する不適正な事務処理である。

今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。

**高知土木事務所** (監査日：平成23年6月15日)

(1) 事実認定

平成22年度の高知新港輸入物流ターミナル敷地の占用許可において、占用料20,219,850円については、許可の際に全額を徴収すべきところ、年4回の分納を認めていた。

(2) 指摘事項

上のことについては、高知県港湾施設管理条例(昭和29年高知県条例第53号)第6条第2項の定め反する不適正な事務処理である。

今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。

**教育センター** (監査日：平成23年6月17日)

(1) 事実認定

平成21年度の教科研究センターの開設に伴う書籍の購入において、160万円を超える額にもかかわらず、施行何を作成していなかった。更に、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の2第1項第1号に規定する随意契約としていた。

(2) 指摘事項

上のことは、政令第167条の2第1項第1号及び契約規則第31条の規定に反する事務である。

今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。

**図書館** (監査日：平成23年5月16日)

(1) 事実認定

平成23年2月19日に「図書館出版物販売収入」として受領した現金の払込みが遅れ、同年3月9日となっていた。

(2) 指摘事項

上のことは、会計規則第35条第3項の規定に反する不適正な事務処理である。

今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。

**高知西高等学校** (監査日：平成23年8月9日)

(1) 事実認定

平成22年度の行政財産の目的外使用許可に係る共益費用(電気料)の収入調定において、前年度に許可を受けた者に対して、1年間納入通知書を発行していた。

なお、誤って納入義務者とされた者も、平成22年度に許可を受けた者の関係者であり、当該共益費用は、全て納付されていた。

(2) 指摘事項

上のことは、会計規則第22条第1項の規定に反する不適正な事務処理である。

今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。

**公営企業局県立病院課** (監査日：平成23年7月29日)

(1) 事実認定

平成22年度の物品購入等の事務処理において、決裁権者の決裁がないものが7件及び企業出納員の決裁がないものが6件あった。

(2) 指摘事項

上のことは、高知県公営企業局事務処理規程(平成8年高知県企業局管理規程第4号)第3条及び高知県公営企業局病院事業財務規程(平成19年高知県公営企業局管理規程第28号。以下「財務規程」という。)第5条の規定に反する不適正な事務処理である。

今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。

**安芸病院** (監査日：平成23年6月14日)

(1) 事実認定

平成22年度の電話交換業務に係る施設等賃貸借契約において、賃貸借料金は、月額20,798円で契約すべきところ、21,837円で契約し、支払を受けていた。

(2) 指摘事項

上のことについては、高知県公営企業局契約規程(昭和41年高知県企業局管理規程第5号。以下「契約規程」という。)第20条及び財務規程第25条の規定に反する不適正なものである。

今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。

**安芸病院及び芸陽病院** (監査日：平成23年6月14日)

(1) 事実認定

安芸病院及び芸陽病院給食業務委託(委託期間は、平成22

年度から平成24年度までの3年間)の平成22年度分について、実際の食数が仕様書に記載された基準食数を下回ったことを理由に契約変更の伺いを平成23年3月30日に決裁しているが、変更の内容は、新たな算定式を仕様書に追記し、平成22年4月1日に遡って適用するというものであった。

また、平成23年5月の事前監査時点では、変更契約書は、未締結であった。

なお、その後変更契約を締結し、差額分を平成23年5月末日に支払っていた。

(2) 指摘事項

上のことは、契約規程に定める契約事務の基本的な手続及び契約規程第20条の規定に反する不適正なものである。

今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。

4 次の機関における財務に関する事務は、おおむね適正に執行されているが、別表の点について、上記2及び3の機関を含め、今後の事務処理において注意し、又は検討するよう求めた。

**消防学校** (監査日：平成23年8月9日)

**中央東福祉保健所** (監査日：平成23年6月16日)

**須崎福祉保健所** (監査日：平成23年6月16日)

**衛生研究所** (監査日：平成23年5月16日)

**幡多看護専門学校** (監査日：平成23年7月13日)

**食肉衛生検査所** (監査日：平成23年7月13日)

**精神保健福祉センター** (監査日：平成23年8月9日)

**中央児童相談所** (監査日：平成23年6月21日)

**幡多児童相談所** (監査日：平成23年7月13日)

**消費生活センター** (監査日：平成23年5月16日)

**女性相談支援センター** (監査日：平成23年5月16日)

**計量検定所** (監査日：平成23年8月9日)

**安芸農業振興センター** (監査日：平成23年6月14日)

**中央東農業振興センター** (監査日：平成23年6月20日)

**中央西農業振興センター** (監査日：平成23年7月14日)

**須崎農業振興センター** (監査日：平成23年6月21日)

**幡多農業振興センター** (監査日：平成23年7月12日)

**農業技術センター** (監査日：平成23年6月20日)

**果樹試験場** (監査日：平成23年5月23日)

**茶業試験場** (監査日：平成23年6月15日)

**中央家畜保健衛生所** (監査日：平成23年5月23日)

**西部家畜保健衛生所** (監査日：平成23年7月11日)

**森林技術センター** (監査日：平成23年6月16日)

**嶺北林業振興事務所** (監査日：平成23年5月24日)

**中央西林業事務所** (監査日：平成23年6月20日)

**須崎林業事務所** (監査日：平成23年6月16日)

**環境研究センター** (監査日：平成23年5月16日)

- 水産試験場 (監査日：平成23年7月14日)
- 須崎土木事務所 (監査日：平成23年7月14日)
- 東部教育事務所 (監査日：平成23年6月14日)
- 中部教育事務所 (監査日：平成23年5月24日)
- 西部教育事務所 (監査日：平成23年7月12日)
- 青少年センター (監査日：平成23年8月9日)
- 幡多青少年の家の教育センター (監査日：平成23年8月9日)
- 春野高等学校 (監査日：平成23年5月16日)
- 須崎工業高等学校 (監査日：平成23年8月9日)
- 須川高等学校 (監査日：平成23年8月9日)
- 橋原高等学校 (監査日：平成23年7月14日)
- 宿毛工業高等学校 (監査日：平成23年8月9日)
- 盲学校 (監査日：平成23年6月15日)
- 高知ろう学校 (監査日：平成23年6月15日)
- 高知若草養護学校 (監査日：平成23年8月9日)
- 南国警察署 (監査日：平成23年8月9日)
- 須崎警察署 (監査日：平成23年8月9日)
- 窪川警察署 (監査日：平成23年6月21日)
- 幡多けんみん病院 (監査日：平成23年7月13日)

別表

|            | 注意事項 | 検討事項 |
|------------|------|------|
| 収入を伴う事務の執行 | 11   |      |
| 支出を伴う事務の執行 | 16   |      |
| 契約事務の執行    | 36   | 3    |
| 財産・物品管理    | 6    |      |
| 服務管理       | 2    |      |
| 給与・旅費の支給事務 | 4    |      |
| 庶務関係事務     |      |      |
| その他の事務の執行  | 5    |      |

収用委員会公告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定により送達すべき次の書類は、高知県収用委員会事務局において保管

しているので、次の者は、出頭の上その交付を受けてください。  
なお、当該書類を受領しないときは、平成23年9月21日をもって同項の規定による送達があったものとみなされます。  
平成23年8月31日（掲示済）  
高知県収用委員会会長 山下 訓生

- 1 書類の種類  
平成23年4月6日付け権利取得及び明渡しの裁決書
- 2 書類の交付を受ける者の住所及び氏名  
高岡郡四万十町平串字障子田354番3及び354番10の土地の所有者のうち次の者  
5321 E Rural Ridge Cir Anaheim, CA U.S.A  
(アメリカ合衆国カリフォルニア州アナハイム市イースト・ルーラル・リッジ・サークル5321) 荒川 香世

入 札 公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。  
平成23年9月9日  
高知県知事 尾崎 正直

- 1 入札に付する事項
  - (1) 購入物品の名称及び数量  
環境放射線モニタリングシステム一式 4組
  - (2) 購入物品の特質等  
入札説明書による。
  - (3) 納入期限  
平成24年3月23日
  - (4) 納入場所  
入札説明書による。
  - (5) 入札方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札参加資格  
次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、4の(3)により事前にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - (2) 高知県における「平成21～23年競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている者であること。

- と。
- (3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たす者であること。
- 3 契約条項を示す場所等
  - (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
郵便番号780-8570  
高知市丸ノ内一丁目2番20号  
高知県会計管理局総務事務センター  
電話番号088-823-9788
  - (2) 入札説明書の交付方法  
平成23年9月9日（金）から同年10月19日（水）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（午後零時から午後1時までの間を除く。）の間に(1)の交付場所で交付する。
  - (3) 入札及び開札の日時及び場所
    - ア 日時  
平成23年11月15日（火）午前10時  
郵送による場合は、書留郵便によるものとし、平成23年11月14日（月）午後5時までに(1)の交付場所に必着すること。
    - イ 場所  
高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県庁厚生棟2階 会計管理局作業室
- 4 その他
  - (1) 入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
  - (2) 入札保証金及び契約保証金  
高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。）第9条、第10条、第39条及び第40条の規定による。
  - (3) 入札に参加を希望する者に求められる事項  
この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たすことを証明する書類を平成23年10月19日午後5時までに入札説明書で指定した場所に提出し、この一般競争入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。また、開札の日までの間において、知事から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
  - (4) 入札の無効

この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(5) 落札者の決定方法

規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) 契約書作成の要否

要

(8) 資格審査に関する事項

2の(2)に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、知事が別に定める申請書に必要書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センターに提出すること。ただし、平成23年10月19日までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。

なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書するとともに、当該事項を申し出ること。

(9) 関連情報を入手するための照会窓口

3の(1)に同じ。

(10) 調達手続の停止等

平成23年度高知県一般会計補正予算が議決されなかった場合は、本件調達手続の停止等を行うことがある。

(11) 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Details of items to be purchased: 4 sets of continuous-type environmental gamma-ray monitors

(2) Deadline for tender (by hand) : 10:00 A.M. on Tuesday 15 November 2011

(3) Deadline for tender (by registered mail) : 5:00 P.M. on Monday 14 November 2011

(4) Contact: General Affairs Center, Treasury, Kochi Prefectural Government, 1-2-20 Marunouchi, Kochi City, Kochi 780-8570 Japan  
Tel: 088-823-9788

-----  
正 誤  
-----

| 公報日付     | 公報番号 | 種類       | ページ | 欄<br>(行)     | 正                                                                                               | 誤                                                                                               |
|----------|------|----------|-----|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平23・3・31 | 号外14 | ◎規則      | 1   | 中<br>(6～8)   | 第4条第2項中「別に」を削り、同条第3項中「知事に」を「知事に対して」に改める。                                                        | 第4条の見出し中「取り消し」を「取消し」に改め、同条第2項中「別に」を削り、同条第3項中「知事に」を「知事に対して」に改める。                                 |
|          | 号外16 | ◎規則      | 2   | 左<br>(17・18) | 第15条第2号中「汚損又は損壊する」を「汚損し、又は損壊する」に改め、同条第3号中「損傷又は損壊する」を「汚損し、又は損壊する」に改める。                           | 第15条第2号及び第3号中「損傷又は損壊する」を「汚損し、又は損壊する」に改める。                                                       |
| 平23・4・12 | 号外19 | ◎教育委員会規則 | 4   | 左<br>(7～10)  | 第11条中「次の各号の」を「、次の各号の」に、「退場」を「青少年の家からの退去」に改め、同条第1号中「利用者」を「青少年の家を利用する者」に改め、同条第2号及び第3号中「当該施設で」を削る。 | 第11条中「次の各号の」を「、次の各号の」に、「退場」を「青少年の家からの退去」に改め、同条第1号中「利用者」を「青少年の家を利用する者」に改め、同条第2号及び第3号中「当該施設で」を削る。 |
|          |      | ◎教育委員会規則 | 6   | 左<br>(43)    | 第7条第2項中「承認した」を「承認する」に改める。                                                                       | 第7条第1項中「承認した」を「承認する」に改める。                                                                       |
| 平23・6・28 | 9351 | ◎人事委員会規則 | 4   | 右<br>(32)    | 同表田野町教育委員会事務局の項中                                                                                | 同表田野町町長部局教育委員会事務局の項中                                                                            |